

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	第1回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	平成29年7月27日(木) 午後2時00分～午後2時55分		
開催場所	みよし市役所2階201会議室		
出席者	(会長) 天石 惇郎、(職務代理者) 野崎 又嗣 (委員) 加藤 民子、島 典広、西田 基、日比野 守道、 木戸 功男、山内 なほみ、奥村 昌代、祖父江 由美子 (事務局) 小野田福祉部長、太田福祉部次長、野々山保険年金課長、 浅井副主幹、野々山主事		
次回開催予定日	平成29年11月		
問合せ先	保険年金課国保担当 浅井、野々山 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録全文 ・議事録要約 	要約した理由	

審 議 経 過

【福祉部次長】

時間もまいりましたので、ただいまから「平成29年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。

それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。「一同、礼」ご着席ください。

申し遅れましたが、本日の進行を務めさせていただきます、福祉部次長の太田です。よろしくお願いします。

本日の会議は約1時間を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本運営協議会につきましては、会議公開となりますので、ご了承をお願いします。

それでは、次第に沿って、会議を進めさせていただきます。

はじめに、委嘱状交付をさせていただきます。

お手元の委員会名簿をご覧ください。

前任の運営協議会委員の皆様は任期満了を迎えられ、今回、改めて改選を行わせていただき、本日ご出席いただきました皆様をお願いするというものであります。

任期は2年で、本年6月1日から平成31年5月31日までとなります。

なお、本日は芳賀委員、近藤委員が所用により欠席されてみえますので、ご報告させていただきます。

それでは、市長から委嘱状を交付させていただきます。

(市長から委嘱状の交付)

委員の皆様、これから2年間、よろしくお願いいたします。続きまして、小野田市長から「あいさつ」を申し上げます。

【市長】

本日は、公私共にご多忙の中お集まりいただきいただきありがとうございます。

先程、皆様方に「国民健康保険運営協議会委員」を委嘱させていただきました。これから2年間よろしくお願いいたします。

改めて申し上げるまでもなく、国民健康保険は、国民皆保険における最後の砦として、その加入者に対し、病気や怪我等の場合に、保険給付を行う保険制度であります。

かねてから国民健康保険の財政運営は全国的に厳しい状況にあり、本市においても昨年度の国民健康保険運営協議会の答申を受け、本年4月から税率等を引き上げる形で条例改正を行っております。そのような状況の中で、平成30年度から国民健康保険事業が県単位化され、県が財政運営の主体となります。

今後は、県から保険税率設定の参考として標準税率が示されるなど、市町村国保においても、その運営に様々な影響が及ぶものと思われます。

また、平成27年度において、国保被保険者の疾病や治療の状況を把握、分析し、効果的かつ効率的な保健事業について定め、今後の保健事業展開の指針とし、健康寿命の延伸及び将来的な医療費の抑制を図ることを目的とした「みよし市国民健康保険データヘルス計画」を策定しました。本年度は、

その第2期計画を策定させていただきます。

このように、本年度は本市の国民健康保険事業にとって様々な課題に取り組む年となり、委員の皆様方から国民健康保険事業運営に対し、貴重なご意見をいただきながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いし、甚だ簡単ではありますがあいさつとさせていただきます。

【福祉部次長】

ありがとうございました。

本来であれば、各委員の皆様から、自己紹介をお願いしたいところではありますが、時間の都合上、お手元の委員名簿、そして席札をもって代えさせていただきます。ご了承ください。

ここで事務局、保険年金課職員の自己紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

続きまして、次第3の「本協議会の会長と会長職務代理の選出」をお願いしたいと思います。

お手元の資料の27ページに参考資料として、国民健康保険運営協議会に関する諸規則を添付させていただいており、中段に掲載してあります、国民健康保険法施行令第5条第1項において「協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから・・・」と規定されており、第2項では「会長職務代理」について規定されております。1ページの委員名簿の中の公益代表の4名の方の中から、会長と会長職務代理の選出をお願いいたします。

選出にあたって、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

【木戸委員】

平成28年度のこの会議でも、会長に天石委員、職務代理に野崎委員だったことにより滞りなく運営されていたと思いますので、昨年に引き続き、会長に天石委員、会長職務代理に野崎委員を推薦します。

【福祉部次長】

ただいま、会長に天石委員、会長職務代理に野崎委員の推薦をいただきました。

いかがでしょうか。

お二方をお願いしたいと思います。ご賛同いただける方は拍手をお願いします。

(全員拍手)

ありがとうございました。

それでは、天石委員に会長を、野崎委員に会長職務代理をそれぞれお願いいたします。

天石会長、野崎会長職務代理におかれましては、席の移動をお願いします。

(天石会長、野崎会長職務代理 席移動)

ここで、天石会長から、ごあいさつをいただきたいと思います。

【天石会長】

このたび、本協議会の会長を務めさせていただきます、みよし市社会福祉協議会の天石です。よろしくお願いします。

国民健康保険の運営協議会ということで、資料の2ページを見ますと、医療保険制度及び国民健康保険について書かれています。

75歳未満の人が加入される保険というのが大きく分けて3つあります。社会保険、共済組合、国民健康保険になりますが、社会保険と共済組合いずれも属していない方が国民健康保険に加入していただくこととなり、75歳以上の方は後期高齢者の医療保険に加入していただくこととなります。

介護保険は、40歳以上から徴収されることとなります。これは加入されている健康保険から直接徴収されておりますので、なかなか徴収されている意識が少ないかもしれません。65歳以上の方は市町村から直接徴収され、これは主に年金から徴収されます。

医療保険と介護保険はこのように決められています。

私は「こういった医療制度というのが立ち行かなくなっているな」と危惧しているところです。というのも「今のままの収入で本当にやっていけるのかな」と感じています。

以前、特別養護老人ホームは待機者が多く、なかなか入所することができなかった。今は特別養護老人ホームの待機者がどんどん減ってきておりますが、その実態は介護認定の要介護1、2では特別養護老人ホームに入所する資格すらなく門前払いをされるようになりました。

また、現在要支援の1、2の方で介護事業のデイサービスを利用されている方は利用できるのですが、要支援1、2の方で今から新規にデイサービスを利用しようとしている方は介護事業の対象ではなく門前払いとなっており、市町村等が実施する介護サービスにシフトしてきている。

国民健康保険でも、この8月から一定財力のある70歳以上の高齢者の高額医療費の自己負担額を引き上げるという改正があります。どんどん利用者の負担が増えてきている。

このように、社会保障制度のほころびがだんだんと利用者の負担へとつながってきている。

みよし市の国民健康保険税は、今まで他の市町に比べて財源が豊かだということで保険税は他市町に比べて安かった。

しかし、今後は平成30年度から県単位化となるにあたり、県単位の統一とした保険税を示されると、みよし市だけが安いというわけにはいかない。

私たち国保運営協議会も厳しい選択をしなければならないかもしれませんが、よろしくお願いします。

【福祉部次長】

ありがとうございました。

それでは、次に、次第4の「諮問」をさせていただきます。

小野田市長、お願いします。
天石会長は前にお進みください。

<市長から諮問書を会長に手渡す>

ありがとうございました。なお、諮問書の写しを皆様方の机に置かせていただいておりますので、ご確認ください。

恐れ入りますが、市長におかれましては、公務のため、ここで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

(市長 退席)

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなっておりますので、天石会長、よろしく願いいたします。

【天石会長】

それでは、規定により議長を務めさせていただきます。

まず始めに、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。

本日の出席者は10名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、本協議会は成立しています。

はじめに、本日の議事録署名者の指名をしたいと存じます。

木戸委員と奥村委員を議事録署名者に指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の野々山主事にお願いたします。

それでは、議事に入る前に、次第5「医療保険制度及び国民健康保険について」事務局から説明をお願いします。

【保険年金課長】

今回、新たに委員になられた方もお見えになりますので、はじめに、この運営協議会について、ご説明いたします。

お手元の資料の27ページをご覧ください。

ここに運営協議会に関する諸規則の抜粋を掲載しております。

ここにありますように、この運営協議会は、国民健康保険法などにより各市町村に設置することが義務付けられている機関で、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員で組織されることとなっております。

委員の任期は2年で、本市の運営協議会の委員の定数は条例で12人としております。

1枚おめくりいただきますと、運営協議会規則を掲載しております。

第2条で協議会の任務が規定されておりますが、その中の第2号の「国民健康保険税に関する事」という規定に則り、皆様には国保税のあり方についてご審議いただくこととなります。

次に、今後、国保税のあり方についてご審議いただくにあたり、医療保険制度及び国民健康保険について、改めてご理解をいただいております。肝要かと思っておりますので、簡単にご説明いたします。

資料2ページをご覧ください。

まず、わが国では「国民皆保険」といまして、国民は必ず何らかの医療保険に加入しなければならないこととなっております。

75歳未満の方で、会社等に勤める方及びその被扶養者の人は社会保険、公務員等及びその被扶養者の人は共済組合に加入しますが、これらの保険に加入できない人、例えば、自営業の人などにつきましては、国民健康保険に加入することとなります。

また、75歳以上になりますと、後期高齢者医療制度に移行となります。

それと、医療保険制度とは違いますが、65歳以上の方が介護保険の第1号被保険者となります。40歳以上65歳未満の人につきましては第2号被保険者となり、介護保険にかかる費用の一部を負担することとなっております。

次に、3ページをご覧ください。

医療保険の被保険者は、例えば、病気やケガをした場合に診察や治療などの療養の給付などが受けられ、出産した場合は出産育児一時金、死亡の場合は葬祭費がそれぞれ支給されるなどの保険給付を受けることができます。

ただし、病院などで療養の給付を受けた場合は、その費用の一部を負担金として支払っていただくこととなります。

通常の負担割合は3割ですが、未就学児については2割、70歳以上の人については通常2割で、特例措置として生年月日が昭和19年4月2日以前の方は1割となります。

ただし、70歳以上でも所得の多い人は、現役並み所得者として、3割負担となります。

次に、4ページをお願いします。

国保事業では、事業に要する費用に充てるために、世帯主の人から国民健康保険料の徴収を行います。

ただし、「国民健康保険料」は、地方税法の規定によって「国民健康保険税」として賦課することができることとなっており、本市では「国民健康保険税」としております。

国保では、療養給付にかかる費用の他に、後期高齢者医療制度を現役世代で支えるための後期高齢者支援金や介護保険への納付金を支払っております。

そこで、被保険者から徴収する国保税には、一般的な医療分である「基礎課税額」、後期高齢者支援金に充てるための「後期高齢者支援金等課税額」、それと40歳以上の人につきましては、介護納付金に充てるための「介護納付金課税額」をあわせて徴収しております。

下に参考として賦課方式について掲載しておりますが、国保税の賦課方式には、前年の所得に応じて算定される所得割、固定資産税額に応じて算定される資産割、被保険者均等割、いわゆる人数割、世帯別平等割、いわゆる世帯割の4つの合計で計算される「4方式」、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の合計で計算される「3方式」、所得割、被保険者均等

割の合計で計算される「2方式」の3つがあります。

本市においては、昨年度まで4方式を採っていましたが、本年度から資産割を廃止して、3方式に変更しました。

なお、国保税額のうち所得割・均等割・平等割の構成割合ですが、所得割が50%、被保険者均等割と世帯別平等割の合計が50%となることが基本とされております。

5ページをお願いします。

先ほどお話ししたとおり、国保事業における支出は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つに分かれますが、その財源の内訳は、それぞれ、このようなイメージとなります。

支出額のうち、50%を国や県からの負担金、残りの50%を国保税と低所得者世帯については軽減措置がありますので、その分を市の一般会計からの繰入金等で補てんするというのが基本的なイメージです。

ここには「国保税42%、繰入金8%」とありますが、軽減される額の多少によって、このパーセンテージは変わってきますが、基本的に国保税が占める割合は概ね40%としております。

以上、医療保険制度及び国民健康保険の概略について、簡単に説明させていただきましたが、先ほどの市長の話の中で平成30年度からの国保事業の県単位化について触れられました。

これによって、「今の国保、特に国保財政がどう変わるか」という点についても少しお話をしておきたいと思っております。

6ページをお願いします。

国保事業の県単位化とは、こちらにありますように、わかりやすく言いますと、県が県内市町村の国保財政運営の責任主体となるということです。

これに伴い、国保財政におけるお金の流れが大きく変わってきます。

具体的なイメージとしましては、7ページをご覧ください。

現行は左の図にありますように、市で被保険者から徴収した保険税を特別会計の中で管理し、保険給付に必要な額を支出するという、いわば市の特別会計の中で収入と支出が完結するという形をとっております。

これが県単位化されると、右の図にありますように、県が県内市町村全体で国保財政運営に必要な費用を市町村から納付金として徴収し、一括管理します。

この納付金の主な財源は、被保険者から徴収する保険税であります。

そして、市町村は保険給付に必要な額を県から交付金として一旦受け取り、保険給付の支払いを行うという形となります。

次に8ページをお願いします。

県は、市町村ごとに、その医療費水準や所得水準などを考慮して、納付金の額を決定します。併せて、その納付金を支払うために必要な保険税率を「標準保険税率」として示すこととなっております。

ただし、この標準保険税率はあくまでも参考とされ、これを基に市町村は従来どおり、それぞれ保険税率を決定するこ

ととなります。

以上、概略ではありますが、医療保険制度及び国民健康保険について、加えて平成30年度からの国保事業の単位化についての説明とさせていただきます。

【天石会長】

それでは、これから議事に入ります。本日は報告事項2件と協議事項1件となっています。

まず始めに、次第6報告事項(1)の「平成28年度みよし市国民健康国民健康保険特別会計決算(見込)について」事務局から説明をお願いします。

【保険年金課長】

これは、国保税のあり方についてご審議いただくうえで、現在の本市の国保財政の状況を把握していただくためにご説明するものです。

9ページをお願いします。

ここの表題に「見込」とありますが、決算につきましては、9月に開催される市議会定例会において、報告、承認をいただくことにより、正式に決定するものであり、本日は事前報告であることから、「見込」とさせていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

こちらに文章で28年度決算の総括について記載しておりますが、これはお目通しいたきまして、10ページ以降の表やグラフでご説明いたします。

10ページの(1)被保険者数では、過去3年間の被保険者数の推移を示しております。

本市においては、市全体では世帯数、人口ともに増加しておりますが、国保加入世帯数、被保険者数は年々減少傾向にあります。

本市は、市内及びその周辺に企業が多いこともあり、もともと社会保険に加入している人が多かったのですが、リーマンショック以降、景気の低迷などにより会社を辞めた人が増えたため、国保被保険者が一時増加しました。

その後、再び景気回復の動きが見えてきて、再就職等により国保から他の医療保険制度に替わられた人が年々増えてきたことが、国保被保険者減少の大きな要因になっていると考えられます。

11ページでは、過去3年間の年度別決算状況を示しております。

28年度決算見込額としましては、合計欄にありますように、歳入52億3,447万9,219円、歳出49億2,996万3,461円で、収支差引額3億451万5,758円でした。

また、28年度末における基金保有額は、3億9,396万719円でした。

細かい内訳につきましては、この表のとおりですが、12ページをご覧くださいますと、4本の折れ線グラフがあります。上から1本目が歳入額、2本目が歳出額、3本目が保険給付額、4本目が国保事業基金保有額を示しており、28年度見込においては、歳入額、歳出額ともに、被保険者数の減少に伴い、やや減額となっております。また、歳出額が減額となっ

た中で、保険給付額も若干減額となっています。

次に、(3)は国民健康保険事業基金の状況です。この基金は、主に緊急に多額の保険給付費の支払いが必要となった場合などに備えるためのものです。

次に、(4)は過去3年間の保険給付費の状況です。

保険給付費は、一般に、医療機関等に支払う療養給付費、コルセットを作った際に本人が一時全額立替払をした場合などにおいて後から支給する療養費、それと自己負担金限度額を超えた分を支給する高額療養費に分かれます。

28年度見込において、保険給付費の支給総額では27年度を下回っておりますが、高額療養費につきましては、件数は減となっているものの、支給金額は増額となっております。

これは、医療の高額化により1件当たりの保険給付費が増額となっていることを示しております。

13ページのグラフは、その推移を表しています。

14ページをお願いします。

次に、(5)1人当たりと1世帯当たりの保険給付額です。

これを見ますと、医療分にかかる保険給付費のうち、約26%を保険税で賄っていることを示しています。

また、28年度では、27年度と比べて、1世帯当たりの給付額は若干減額となっておりますが、1人当たりになりますと、逆に増額となっております。

これは、先ほども触れましたが、医療の高額化により1件当たりの保険給付費が増額となっていることを示しております。

15ページをお願いします。

次に、(6)出産育児一時金・葬祭費の状況です。

出産育児一時金については、1件につき42万円以内を支給しています。葬祭費につきましては、1件につき5万円を支給しています。

28年度では、出産費の支給件数が大きく減となり、逆に葬祭費の件数が大きく増となっております。

16ページをお願いします。

次に、(7)保険給付費等に対する税の割合ですが、こちらにありますように、保険給付費等のうちの約27%を保険税で賄っている状況となっております。

先ほどもご説明しましたが、保険給付費の財源構成としましては、概ね40%ほどを保険税というのが基本的なイメージでありますので、それを考えますと、保険税が占める割合は、まだ低い状況であると言えます。

次の(8)は28年度の現年課税分の国保税の課税状況を記載しております。

最後に、17ページに、決算状況を踏まえて、本市の国保の現状と課題について述べております。

要点を申し上げますと、国保被保険者が減少傾向にある中で、医療の高度化等の影響により、高額療養費が増加傾向にあります。

その一方で、国保被保険者の減少による保険税の減収も伴い、その結果、国保としては財源不足となってしまうため、今後も引き続き保険税収の確保が重要課題となります。

加えて、国保の県広域化も間近に控えておりますので、そ

ういった点も視野に入れた財政運営を進めていく必要が生じてきております。

以上、平成28年度みよし市国民健康保険特別会計決算（見込）の説明とさせていただきます。

【天石会長】

次に、報告事項（2）の「平成28年度みよし市国民健康保険運営協議会答申の内容について」事務局から説明をお願いします。

【保険年金課長】

平成28年度みよし市国民健康保険運営協議会答申の内容について、ご説明いたします。

資料18ページをご覧ください。

平成28年度に開催しました協議会において、平成29年度みよし市の国保税のあり方について、市長から諮問がされ、一般の医療給付費の伸びや平成30年度から国保事業が県単位化されることなどを考慮し、また平成27年度の答申の内容を踏まえ、引き続き国保制度を安定的に運営していくためには、国保税の改定が必要と判断され、答申されたものが18ページから22ページになります。

平成29年度は、この答申に沿って、国保税率の改正を行いました。

また、今後の税率のあり方につきまして、22ページにありますように、様々なご意見をいただいております。

今後、国保税の見直しについてご検討いただくにあたり、参考としていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【天石会長】

ただいまの事務局から説明のありました、2件の報告事項について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

（質疑応答なし）

次に、次第7協議事項の「平成30年度みよし市国民健康保険税のあり方について」事務局から説明をお願いします。

【保険年金課長】

資料23ページをお願いします。

協議事項 平成30年度みよし市国民健康保険税のあり方について、ご説明します。

本市の国保税につきましては、先ほどの平成28年度の答申を受けまして、29年度から資産割を廃止し、その代わりに所得割税率及び均等割額を引き上げることで、税額の確保を図りました。

現行の税率は、24ページの表1のとおりとなっております。

しかし、先ほどから申し上げておりますように、被保険者数の減により国保税歳入は年々下がっております。その一方で、医療の高度化、高額化により一人あたりの保険給付額は増加しております。

保険給付額に対する国保税の割合は24ページ表2のとおり、約27%弱となっており、国保税で賄いきれない分については、基金や一般会計からの繰入れにより補てんしている状況です。

また、28年度答申の附帯意見の中でも「将来にわたる安定的な国保制度の維持」「県内及び西三河各市等とのバランスを考慮した定期的な国保税額の見直し」「県単位化を考慮した税率の設定」等について触れられております。

本市では、29年度の見直しにおいて、税率を引き上げてはありますが、25ページの表3の「西三河9市、近隣市の状況」にもありますように、依然平均よりも低い状況にあります。

先ほど「30年度から県単位化されますと、県から市町村ごとに標準保険税率が示される」とご説明しましたが、この状況から見ますと、現在の税率よりも高い税率が示されることが予想されます。

表4は、本市の現行税率と本年2月に県が試算した本市における標準税率との比較表となっております。

県が示す標準税率につきましては、これに国からの財政支援の投入が見込まれることから、これよりも若干低くなることとは思われますので、現時点では参考程度ということでご理解いただきたいと思います。しかし、仮にこの税率で標準的なモデル試算を行いますと、年税額において、現行税率と比較して、約10万円の差が出る見込みとなります。

26ページの表は、これまでの税率改定の状況を表にしたものです。

これを見ていただければわかりますように、近年、本市では隔年で税率改定を行っており、29年度においても改定を行ったところではあります。

本来ならば、次回の税率見直しは31年度となるわけですが、30年度においても改定を行い、少しでも現行税率と標準税率との差を縮めておくべきかという点も含め、今後の税率のあり方についてのご検討をお願いするものであります。

この件につきましては、今回協議事項として挙げさせていただいておりますが、本日、この段階で決定できるものではありません。

県が示す標準税率につきましては、現在のところ、10月末頃に県からもう少し正確な試算が示される予定となっております。それが示されましたら、次回の運営協議会を開催し、改めてご協議をお願いしたいと考えておりますので、この事項につきましては、次回に向けての継続協議事項ということでご理解いただきたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

【天石会長】

ただいまの事務局から説明がありましたが、まだ試算の段階ですので、愛知県より統一的な標準税率が示されていないということで、示されてから検討していきたいと考えています。

資料25ページでは現時点での試算の段階であるが数字が示されている。

試算の標準保険税率と現行税率との差はモデルケースで9

7,700円の差があり、試算どおりで愛知県の標準保険税率に揃えとなると、年間これだけの値上げをしていかなければならない。

先ほど介護保険についてもふれたように、このような社会制度のひずみはどんどん大きくなっていて、利用者の負担が増えている。

その他、全体について、ご意見等ありましたらお願いいたします。

【野崎職務代理】

資料の22ページの答申のとおり、バランスは必要だと思えます。資料23ページの【背景・経過】の「しかし」以下の文と【本市の現状等について】に書いてあるとおり、歳入歳出や西三河各市とのバランスを踏まえて検討していきたいと考えています。

【天石会長】

その他、協議事項について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(質疑応答なし)

以上で、本日予定されておりました議事についての審議は全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたり慎重な審議をたまわり、誠にありがとうございました。

それでは、会議の進行を事務局にお返しします。

【福祉部次長】

ありがとうございました。

それでは最後に、次第8「その他」について保険年金課長からご連絡します。

【保険年金課長】

次の開催は、11月頃を予定しています。開催につきましては、出来るだけ早い時期にご案内いたしますので、よろしくお願ひします。

【福祉部次長】

以上で平成29年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会を終了いたします。

それでは、最後に礼の交換をお願いいたします。一同、ご起立ください。「一同、礼」ありがとうございました。